

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年10月8日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和3年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年11月8日(火) 午後1時30分から午後2時5分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

(3) 議案第3号 中間管理機構事業(農地利用集積計画)について

(4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届(市街化区域)について

### 2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男

2番 上田 誠也

3番 前田 洋一

4番 相馬 安伸

5番 眞弓 一保

6番 青木 積

7番 東 慶子

8番 大竹 美鈴

9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 岩下久美夫

2番 山川 登

4番 坂本 孝則

5番 原 正輝

6番 相馬 和幸

7番 高木 浩義

8番 西岡 信幸

9番 相馬 竜介

(2) 欠席委員(1人)

3番 阪田 典人

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳

事務局職員 荒木 博光

事務居職員 村上 学

農政課参事 高山 勇

令和3年度第7回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局            それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。  
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしている  
いただきますようお願いします。  
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名  
出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会  
議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長（案）    <あいさつ>  
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく  
農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局            ありがとうございました。  
  
会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長とな  
り、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長            それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定  
に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事  
録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいで  
しょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。  
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。  
議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：津久礼字下沖野2994番7  
地目：畑  
転用面積：計300㎡  
転用目的は、農家住宅です。  
権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を9月30日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。  
（水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存する農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等（菊陽西小学校、JR三里木駅等）が存する農地で第3種農地であり、原則許可です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番委員

議案第1号の番号1について、9番委員が説明します。  
本申請は、事務局からの説明のとおり、周辺には菊陽西小学校やJR三里木駅といった公共施設があり、周辺は宅地に囲まれた農地です。申請地北側には農地が残りますが、申請者の自己所有の農地であるため、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

(質疑なし)

ないようですので、採決を行います。  
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号2を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第1号 番号2について説明します。  
議案書は2ページです。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：久保田字下原2722番2  
地 目：畑  
転用面積：145㎡  
転用目的は駐車場です。  
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を9月30日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。  
なお、ご覧のとおり申請地には、無許可で工作物が建っておりましてので始末書が添付されております。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

(水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に

2以上の公共施設等が存する農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等（菊陽町役場、菊陽台病院 等）が存する農地で第3種農地であり、原則許可です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆4番推進委員 議案第1号の番号2について、4番推進委員が説明します。  
本申請は、周辺には菊陽町役場や菊陽台病院といった公共施設があり、周辺は宅地に囲まれた農地です。事務局からの説明があったとおり現地は既に駐車場となっており、周辺に農地はなく特段問題はないものと思われまので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

◆4番委員 どのような始末書が提出されているのですか？

■事務局 (始末書を朗読)

◎議長 他にありませんか？

◆8番委員 課税地目はどのようになっていたのですか？

■事務局 「宅地」課税がされていました。

◎議長 他にありませんか？

(挙手なし)

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和3年9月27日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP3からP4をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が5件、11筆で合計23,339㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和3年9月27日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP5からP6をご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件の1筆で合計面積1,834㎡です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の7ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －



よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時5分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年10月8日

会 長

議事録署名人

議事録署名人